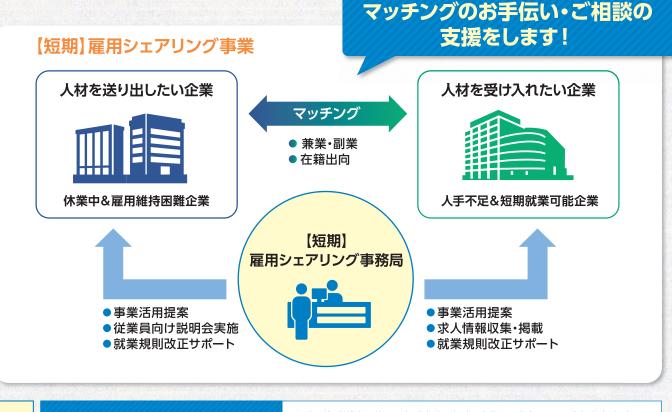
コロナ禍における、雇用維持・人手不足にお悩みの 企業ご担当者様へ



【短期】 雇用シェアリング事業のご提案 兼業・副業、出向マッチング支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「従業員を休業させるなど、雇用の維持に不安を抱える 企業」と「人手不足で一時的にでも人材を受入れたい企業」の短期的な雇用のシェアを支援する 事業をオール京都体制で実施しています。

休業を余儀なくされた企業や従業員の皆様、また人手不足にお悩みの企業の皆様は、ぜひご検討・ ご相談下さい。



ポイント	安心の運営体制	経済団体、労働者団体、国・府・京都市の行政に産業雇用安定センター京都事務所を加えた オール京都による推進体制で運営されています
	充実したサポート体制	兼業・副業から出向まで、多様な働き方に関する個別のマッチング支援が受けられます 専属社労士の派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポートが受けられます
	個別企業説明会の開催	送出企業の従業員と受入企業の出会いの場を創出します(オンライン対応あり)
	マッチング後のフォローも充実	就業後も兼業・副業中の企業・従業員のみなさまからの相談支援に対応します

この制度を利用したい企業や従業員の方は、裏面の留意事項を十分ご理解の上、ご利用ください。 ご不明な点は、ご遠慮なく下記あてお問い合わせください。

短期助け合いマッチング協議会【短期】雇用シェアリング事務局 (京都経営者協会、連合京都、産業雇用安定センター京都事務所、近畿経済産業局、京都労働局、京都市、京都府)







人材を送り出したい企業(雇用維持を図りたい企業) ●上記サイトから求人情報を確認し、従業員の方へ情報を提供してください 従業員の方から求人に応募したいという申し出があれば、他企業で就業する期間・時間、労働・社会保険に関する 兼 留意点や手続きなど、従業員の方と十分に調整いただいたうえで、従業員ご自身から直接求人企業に応募してください。 業 副 ●従業員の方が他企業で就業することが決まったら 業 労働・社会保険手続き、その他法令に基づき兼業・副業の許可をしてください。 なお、兼業・副業を認めるためには、就業規則の整備等が必要となります。未整備の場合は整備をお願いします。 必要に応じ、専属社労士によるサポートをご利用いただけます。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。 出 ●出向の場合は対応が異なります Ó 出向先事業所との間の出向契約が必要になります。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。



【短期】雇用シェアリング情報サイトに掲載されている求人情報は、求人企業自身で作成されたものですので、 情報内容については各求人企業にお問い合わせください。